

◇都市計画法開発許可申請等手数料

令和7年4月1日施行

手数料名	事 項	手数料の額（円）		
開発許可申請 手数料[上段] 完了公告前の 建築等承認申 請手数料[下 段]	開発区域の面積	開発の目的		
		自己居住	自己業務	非自己用
	0.1ha 未満	9,200 3,150	13,920 4,390	92,100 21,250
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	23,560 8,070	32,130 10,140	139,230 32,130
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	46,050 15,780	69,610 21,980	203,490 46,950
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	92,100 31,570	128,520 40,580	278,460 64,260
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	139,230 46,410	214,200 50,400	417,690 94,570
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	182,070 60,690	289,170 68,040	546,210 123,670
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	235,620 78,540	364,140 85,680	706,860 160,040
	10.0ha 以上	321,300 107,100	514,080 120,960	931,770 210,960
開発行為の変 更許可申請手 数料 ※は10円未満 切捨て	ア 開発区域に変更のない設 計の変更	（上記規定額（面積及び目的に応じ る上段の額。以下同））×1/10 ※		
	イ 開発区域の縮小を伴う設 計の変更	（縮小後の面積に応じる上記規定 額）×1/10 ※		
	ウ 開発区域の増と設計の変 更（設計の変更原因がエ③ の場合を除く。）	（変更前の開発面積に応じる上記規 定額）1/10 ※＋（増面積に応じる上 記規定額）（上限額 931,770）		
	エ 新たな土地の編入に伴う 下記事項の変更 ①開発区域の位置、区域及び規模 ②予定建築物等の用途 ③設計 ④工事施行者	新たに編入される開発区域の面積に 応じる上記規定額		
	オ その他の変更 都市計画法施行規則に掲げる事 項の変更及び設計・区域の変更を 伴わないエ②、④等の変更等	10,710		
市街化調整区域内等建築物特例許可申請手数料		49,260		
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料		27,840		
市街化調整区 域内建築等許 可申請手数料	0.1ha 未満	7,380		
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	19,270		
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	41,760		
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	73,890		
	1.0 ha 以上	103,880		
開発許可地位 承継承認申請 手数料	自己居住用/自己業務用 1ha 未満	1,810		
	自己業務用 1ha 以上	2,880		
	その他	18,200		
開発登録簿の写しの交付手数料		1 枚につき 490		
規則 60 条証明 交付手数料	開発許可等不要証明	1 件につき 6,990		
	その他	1 件につき 420		